

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	ソブール県水産物付加価値向上のための改良型水揚場整備計画 のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	ソブール県水産物付加価値向上のための改良型水揚場の整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,308,000千円 2023.1.31まで	2018.3.22 ダカール で (同日)	日本側 大森 茂在 セネガル側 アマドウ・バ 経済・財政・計画大臣	2018.12.3 365号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。